

令和4年第1回

市議会定例会資料

目 次

議案第 1 号關係	-----	1
議案第 2 号關係	-----	1 0
議案第 3 号關係	-----	1 1
議案第 1 3 号關係	-----	1 2
議案第 1 4 号關係	-----	1 9
議案第 1 5 号關係	-----	2 3
議案第 1 6 号關係	-----	2 7
議案第 1 7 号關係	-----	3 5
議案第 1 8 号關係	-----	3 9
議案第 1 9 号關係	-----	4 2
議案第 2 0 号關係	-----	5 5
議案第 2 1 号關係	-----	7 4
議案第 2 3 号關係	-----	8 2
報告第 1 号關係	-----	8 3
報告第 2 号關係	-----	8 4

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	4,582				4,582	
	ふるさと基金積立金 (財政課)		寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	3,372					3,372
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)		原油価格の高騰による電気料金への影響や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として実施している換気により、市庁舎等における空調機器の運転時間の増加等に伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	38				28	10
	公共施設等再編整備基金積立金 (資産経営課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	1,595				1,594	1
	まち・ひと・しごと創生基金積立金 (企画経営課)		企業版ふるさと納税による寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	1,843					1,843
	美術館管理運営事業経費 (文化生涯学習課) (繰越明許費)		美術館の受変電設備の修繕を行うため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	158				142	16
	文化振興基金積立金 (文化生涯学習課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	30				25	5
	姉妹都市交流基金積立金 (秘書広報課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	8,223	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	8,223						
	社会保障・税番号制度推進事業費 (市民課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きワンストップ化を実施するため、住民基本台帳システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	312	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					312		
	社会福祉基金補助金 (福祉政策課)		寄附金を社会福祉協議会が管理する社会福祉基金に積み立てるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
10	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	71,027	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	13,780		39,489			17,758	
	国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 (保険年金課)		低所得者に対して行う国民健康保険料の軽減相当額について、当初の見込みより増額となったことに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
11	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	4,994	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						4,994	
	介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)		介護保険事業特別会計における介護サービス諸費の増額に伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
12	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	66	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						66	
	介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金 (高齢福祉介護課)		令和2年度の精算に伴う介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
13	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	74,489	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						74,489	
	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)		かながわ自立支援給付費等支払システムの再構築について、機能の追加や拡充に対する経費を負担するとともに、令和2年度の精算に伴う自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金等の過配分を返還するため、負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
14	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	9,777	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	4,888		2,444			2,445	
	介護給付費 (障がい福祉課)		居宅介護、重度訪問介護、生活介護等の利用件数等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	5,476	2,645	1,322			1,509
	補装具給付費 (障がい福祉課)		補装具に係る申請件数等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
16	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	19,780	9,889	4,944			4,947
	障がい児支援給付費 (障がい福祉課)		児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用件数等の増加に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
17	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費	39,600					39,600
	体育館管理経費 (スポーツ推進課) (繰越明許費)		総合体育館に空調設備を設置するための設計を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
18	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	500	500				
	職員給与費 (職員課)		国の補正予算を活用し、保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業の実施を円滑に進めるため、当該事業に従事する職員の時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
19	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	14,747	560				14,187
	児童福祉総務管理経費 (保育課)		国の補正予算を活用し、保育士等の処遇改善を実施するほか、令和元年度及び2年度の精算に伴う保育対策総合支援事業費補助金の過配分を返還するため、報酬、償還金利息及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
20	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	19,754					19,754
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)		令和2年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分及び令和元年度及び2年度の精算に伴う保育対策総合支援事業費補助金の過配分を返還するため、償還金利息及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
21	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	20,052					20,052
	施設等利用費 (子育て支援課)		令和2年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利息及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	16, 120				12, 281	3, 839
	子ども未来応援基金積立金 (子育て支援課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
23	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	34, 615	21, 119	1, 982		4, 054	7, 460
	民間保育所等運営事業費 (保育課)		市外保育所等の利用者増への対応のほか、国の補正予算を活用し、民間保育所に勤務する保育士等の処遇改善を実施するとともに、令和元年度の精算に伴う国庫支出金等の過配分を返還することに伴い、委託料、負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
24	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	9, 798	6, 914	1, 442			1, 442
	施設型給付費 (保育課)		認定こども園や新制度移行幼稚園等について、市外利用者増への対応のほか、国の補正予算を活用し、保育士等の処遇改善を実施することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
25	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	3, 152	3, 152				
	地域型保育給付費 (保育課)		小規模保育、事業所内保育及び家庭的保育について、国の補正予算を活用し、保育士等の処遇改善を実施することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
26	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	27, 548					27, 548
	施設等利用費 (保育課)		令和2年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
27	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	18, 220					18, 220
	子育て世帯への臨時特別給付金返還金 (子育て支援課)		令和2年度の精算に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
28	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	14, 499					14, 499
	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費返還金 (子育て支援課)		令和2年度の精算に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 ひとり親世帯臨時特別給付金返還金 (子育て支援課)	107,070	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						107,070	
			令和2年度の精算に伴う母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分)の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
30	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費返還金 (子育て支援課)	3,555	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						3,555	
			令和2年度の精算に伴う母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分)の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
31	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 放課後児童健全育成事業費 (保育課)	30,335	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,891					27,444	
			国の補正予算を活用し、放課後児童支援員等の処遇改善を実施するほか、令和2年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
32	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費 生活保護総務管理経費 (生活支援課)	283,741	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						283,741	
			令和2年度の精算に伴う生活保護費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
33	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (地域保健課)	33,747	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	33,747						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、休日夜間の医療提供体制を維持するため、茅ヶ崎医師会及び茅ヶ崎寒川薬剤師会に対する支援を実施することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
34	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 (健康増進課) (繰越明許費)	155,161	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	155,161						
			新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実施について、5歳から11歳までの接種に要する経費のほか、3回目接種に伴う時間外加算等の経費として、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
35	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 感染症対策事業費 (保健予防課)	14,225	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						14,225	
			令和2年度の精算に伴う感染症医療費負担金及び疾病予防事業費等補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
36	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)	72,562	10,810	58,148		3,604	
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自宅療養者や入院患者の増加等に対応するため、通信運搬費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
37	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (健康増進課) (繰越明許費)	24,659	2,018				22,641
	産婦健康診査に係る補助券の作成のほか、分娩前ウイルス検査及び幼児健康診査の個別健診の実施、並びに令和2年度の精算に伴う母子保健衛生費国庫補助金の過配分を返還するため、印刷製本費、委託料、負担金補助及び交付金、償還金利息及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
38	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費 太陽光発電設備普及啓発基金積立金 (環境政策課)	1,036				786	250
	売電収入、寄附金及びマッチングギフト等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
39	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費 ごみ減量化・資源化基金積立金 (資源循環課)	65,638				65,185	453
	有価物売却代金及び寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
40	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (雇用労働課)	1,310	1,310				
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策として実施した生活資金の融資を受けた方への利息及び信用保証料の補助に関し、令和4年度以降の補助の原資を基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
41	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業振興課)	77,612	76,771				841
	市の要請により閉鎖した茅ヶ崎サザンビーチ西浜駐車場の料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するほか、県の新型コロナウイルス対策特別融資を受けた事業者に対する利息補給に関し、令和4年度以降の補助の原資を基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
42	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費 道路舗装修繕事業費 (道路管理課) (繰越明許費)	134,931	42,150		84,800		7,981
	国の補正予算を活用し、市道の舗装修繕工事を行うため、委託料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
43	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 上赤羽根堤線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	85,124	33,000		49,300		2,824
	上赤羽根堤線道路改良事業について、歩行者、自転車等の安全性及び利便性向上を図るため、国の補正予算を活用し、道路拡幅に向けた用地買収を進めることに伴い、消耗品費、委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
44	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 香川甘沼線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	6,328	3,025		3,000		303
	香川甘沼線道路改良事業について、歩行者、自転車等の安全性及び利便性向上を図るため、国の補正予算を活用し、道路拡幅に向けた用地買収を進めることに伴い、消耗品費、委託料、公有財産購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
45	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)	△ 10,533					△ 10,533
	相模川流域下水道維持管理費負担金について、県における事業見直し等により当初予算より減額となることに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
46	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費 新国道線街路事業費 (道路建設課) (繰越明許費)	6,450	2,182		3,800		468
	新国道線街路事業について、用地買収に伴う補償額の増加に伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
47	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 緑のまちづくり基金積立金 (景観みどり課)	1,482				1,323	159
	寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
48	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 森林環境譲与税基金積立金 (景観みどり課)	792					792
	森林環境譲与税を財源とする事業について、予算の執行状況を踏まえ、積立を行う額が増加することに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
49	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 教育事務委託負担金 (学務課) (繰越明許費)	21,276			15,400		5,876
	藤沢市への教育事務委託負担金について、学校管理費及び事務局費等の不足のほか、国の補正予算を活用し藤沢市が実施する大庭小学校空調設備更新及び新設工事等により不足が生じたため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
50	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	139,382	22,785		116,400		197
	学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、茅ヶ崎小学校の北棟校舎東側トイレ改修工事及び浜之郷小学校の空調設備改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
51	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	30,882	30,882				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小学校の教育活動継続に伴う感染症対策や児童の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
52	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費	618	618				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小学校の健康診断及び児童の健康管理に必要な感染防止用品を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
53	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	14,453	5,888		5,700		2,865
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)		市内の特別支援学級における在籍児童数の平準化を図るため、国の補正予算を活用し、鶴が台小学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、工事請負費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
54	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	193,886	34,165		159,600		121
	学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、第一中学校の南棟校舎トイレ改修工事及び鶴が台中学校のグラウンド改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
55	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	18,483	18,483				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、中学校の教育活動継続に伴う感染症対策や生徒の学習を保障するために必要な物品等を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
56	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	417	417				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、中学校の健康診断及び生徒の健康管理に必要な感染防止用品を整備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第11号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目)	補 正 額	説 明				
	(事 業 名)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
57	(目) 教育振興費	8,049	8,049				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学校教育指導課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、中学3年生の修学旅行を中止したことに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 一般被保険者療養給付費 一般被保険者療養給付費 (保険年金課)	180,000	国庫支出金	180,000	地方債	その他	一般財源
	一般被保険者に対する療養給付費に増加が見込まれるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						
2	(款) 国民健康保険運営基金 (項) 国民健康保険運営基金 (目) 国民健康保険運営基金 国民健康保険運営基金積立金 (保険年金課)	370,000	国庫支出金		地方債	その他	一般財源 370,000
	前年度繰越金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)						

令和4年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和3年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目)	補 正 額	説 明				
	(事 業 名)						
	(主 管 課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 介護サービス諸費	39,948	8,020	5,800		15,780	10,348
	介護サービス諸費 (高齢福祉介護課)		介護サービス諸費について、利用実績の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
2	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金	816	816				
	介護保険運営基金積立金 (高齢福祉介護課)		新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に減免を実施した介護保険料の減収分について、その財源となる特別調整交付金が追加交付されたことに伴い、減収分を繰り入れていた基金に同交付金を積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				
3	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金	219				219	
	償還金 (高齢福祉介護課)		令和2年度に収入した災害等臨時特例補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年1月28日)				

茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金条例について

1 提案の理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進することを目的として、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金を設置するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項

3 条例の概要

- (1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進するため、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第2条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、市の資金及び基金の趣旨に沿う寄附金の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるところによることとした。（第3条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと等とした。（第4条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする事とした。（第5条関係）
- (5) 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (6) 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第7条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。（第8条関係）
- (8) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金条例参照条文

○地方自治法

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

○地域再生法

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 地域再生計画の区域
 - 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
 - 三 計画期間
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
 - 一 地域再生計画の目標
 - 二 その他内閣府令で定める事項
- 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項
 - イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの
 - (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
 - (2) 移住及び定住の促進に資する事業
 - (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1) から(4) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業
- ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの
 - (1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
 - (2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
 - (3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業
- 三 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項
- 三 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項
- 四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十八号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項
 - イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
 - ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの
 - ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業
- 五 次に掲げる地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」という。）に関する事項
 - イ 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）
 - ロ 準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）
- 六 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者（以下この号及び第十七条の七第四項において「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等

の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下この号において同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進活動」という。）に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関する事項

イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

七 商店街活性化促進区域（地域における経済的社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であって、当該商店街における小売業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。）において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（第十七条の十三第一項及び第二項において「商店街活性化促進事業」という。）に関する事項

八 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の十七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

九 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の二十三において同じ。）が行うものに関する事項

十 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、中高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

十一 地域住宅団地再生区域（自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保（以下「住宅団地再生」という。）を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。）において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するもの（以下「地域住宅団地再生事業」という。）に関する事項

十二 農村地域等移住促進区域（人口の減少により、その活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる農村地域その他の農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下

この号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)を含む一定の区域であって、当該区域に移住する者を増加させることによりその活力の向上を図ることが必要と認められる区域をいう。以下同じ。)において、当該農村地域等移住促進区域に移住する者(以下「農村地域等移住者」という。)に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存の住宅の取得又は賃借(第十七条の五十四第三項第二号及び第十七条の五十五において「既存住宅の取得等」という。)及び農地又は採草放牧地についての同法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの(第十七条の五十四第一項及び第三項において「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」という。)に関する事項

十三 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設(以下「地域農林水産業振興施設」という。)を整備する事業に関する事項

十四 地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する公共施設等の整備等(当該地方公共団体の長が管理者となる同条第一項に規定する公共施設等に係るものに限る。))を伴うものに限る。)のうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの(第十七条の六十第一項において「民間資金等活用公共施設等整備事業」という。)に関する事項

十五 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(第十項及び第十七条の六十一において単に「構造改革特別区域計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の十三第三項及び第十七条の六十二において「中心市街地活性化基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十七 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第四条第二項第七号に規定する支援の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の六十三において「地域経済牽引事業促進基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十八 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5 地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

6 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

7 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再

生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

- 8 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、第十二条第一項の地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会における協議をしなければならない。
- 9 第一項の規定による認定の申請には、第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあっては当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合にあっては当該協議の概要を添付しなければならない。
- 10 地方公共団体は、第四項第十五号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。
- 11 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この項において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第十三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。
- 12 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体に回答するものとする。
- 13 第十一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。
- 14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。
- 15 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 16 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。
- 17 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十五項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 18 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○まち・ひと・しごと創生法

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする

一

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を茅ヶ崎市総合計画の実施計画に統合することから、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止することとした。（別表関係）

(2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	略	附属機関	委員の数
	茅ヶ崎市総合計画審議会	茅ヶ崎市総合計画審議会	略
	茅ヶ崎市の総合計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	茅ヶ崎市の総合計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	25人以内
市 長		茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	12人以内
		茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づきまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定及び変更並びに当該計画に基づき施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
総合計画審議会委員	略	略	総合計画審議会委員	略	略
			まち・ひと・しごと 創生総合戦略審議会 委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会を廃止するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
附属機関の属する執行機関	委員の数	附属機関	設置目的
略	略	略	略
市	10人以内	茅ヶ崎市立病院運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
長		茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会	経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。
略	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
市立病院運営協議会 委員	略	略	市立病院運営協議会 委員	略	略
			市立病院在り方検討 委員会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 引用する条項を改めることとした。（第2条、第3条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(11) (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。）の意識啓発に努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(11) (実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。）の意識啓発に努めなければならない。</p>

茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○個人情報の保護に関する法律（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定による改正後のもの）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
 - 二 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第一百七十七条第三項から第五項まで並びに第二百二十三条第二項において同じ。）

〔個人情報の保護に関する法律の一部改正〕
第五十条 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条」を「第十三条」を「第十二条」第十四条」を

〔第十五条〕に、

第一章 個人情報取扱事業者等の義務等
第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十五条―第三十五条)
第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十五条の二―第三十五条の三)
第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第三十六条―第三十九条)
第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十条―第四十六条)
第五節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第四十七条―第五十一条)
第六節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第五十二条―第五十六条)
第七章 罰則(第七十五条―第八十一条)

〔第四章〕に、

第一章 個人情報取扱事業者等の義務等
第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十四条)
第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十四条の二―第十四条の三)
第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十四条の四―第十四条の六)
第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十四条の七―第十四条の九)
第五節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十四条の十―第十四条の十二)
第六節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十四条の十三―第十四条の十五)
第七章 罰則(第七十五条―第八十一条)

を
第一章 個人情報取扱事業者等の義務等
第一節 個人情報取扱事業者等の義務(第十三条)
第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十三条の二―第十三条の三)
第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十三条の四―第十三条の六)
第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十三条の七―第十三条の九)
第五節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十三条の十―第十三条の十二)
第六節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(第十三条の十三―第十三条の十五)
第七章 罰則(第七十一条―第七十七条)

第二章 個人情報取扱事業者等の監督(第一百四十三条―第一百四十九条)
第一節 個人情報取扱事業者等の監督(第一百四十三条―第一百四十五条)
第二節 匿名加工情報取扱事業者等の監督(第一百四十六条―第一百四十八条)
第三節 匿名加工情報取扱事業者等の監督(第一百四十九条―第一百五十一条)
第四節 匿名加工情報取扱事業者等の監督(第一百五十二条―第一百五十四条)
第五節 匿名加工情報取扱事業者等の監督(第一百五十五条―第一百五十七条)
第六節 匿名加工情報取扱事業者等の監督(第一百五十八条―第一百六十条)
第七章 罰則(第七十一条―第七十七条)

改める。
第一条中「高度情報通信社会」を「デジタル社会」に、「明らかにするとともに」を「明らかにし」に、「事業者の」を「事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて」に改め、「定める」の下に「とともに、個人情報保護委員会を設置する」を、「より」の下に「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに」を加える。
第二条第一項第一号中「第十八条第二項及び第二十八条第一項において」を「以下」に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項を第五項とし、第十項を削り、第十一項を第六項とし、同項の次に次の五項を加える。
7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、匿名加工情報及び匿名加工情報のいづれにも該当しないものをいう。
8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六 会計検査院
9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
一 行政機関
二 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三号、第七十八号第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第一百七十七条第三項から第五項まで並びに第二百三十三条第二項において同じ。)
第二条第十二項を削る。
第三条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。
第四条中「のつとり」の下に「国の機関、独立行政法人等及び事業者等による」を加える。
第七条第二項第六号中「個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項」を「第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する匿名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項」に改める。
第四章の章名中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改める。
第四章第三節を削る。
第三十八条中「第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を「第四十三条第一項若しくは第四百四十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第四十五条とし、第三十七條を第四十四條とする。
第三十六条第一項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条を第四十三条とする。
第四章第三節を同章第四節とする。
第三十五条の三第二項中「第二十三条第五項」を「第二十七条第五項」に、「第三十五条の三第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条から第二十二條まで、第三十五条」を「第二十三條から第二十五條まで、第四十条」に、「第二十条中」を「第二十三條中」に改め、第四章第二節中同条を第四十二条とする。
第三十五条の二第二項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条第三項中「第十六條」を「第十八條」に、「第十五條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同条第四項中「第十八條」を「第二十一條」に改め、同条第五項中「第十九條」を「第二十二條」に改め、同条第六項中「第二十三條第一項及び」を「第二十七條第一項及び」に、「第二十四條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十三條第五項中」を「第二十七條第五項中」に、「第三十五條の二第六項」を「第

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）
附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年一月一日とし、同条第四号に掲げる規定（同法第十七条、第三十五条、第四十四条及び第五十八条並びに附則第五条、第六条、第十三条、第十九条、第二十四条、第二十九条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第三項の改正規定を除く）、第三十条及び第四十四条（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十八条第三号の改正規定及び同法第八十一条第八号の改正規定に限る）の規定を除く）の施行期日は令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する
条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市立病院の給食の調理業務を委託することに伴い職務の内容が変わることとなる職員の給与について、調整措置を講ずるため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項
- (3) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第18条第2項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例関係

ア 令和4年3月31日において病院の給食の調理業務に従事していた職員で、同年4月以後にその者の受ける給料月額が同年3月に支給された給料月額（以下「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものには、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達することとなるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することとした。（附則第4項関係）

イ 規定を整備することとした。（附則第5項、附則第6項関係）

(2) 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例関係

ア 現場作業手当を支給される職員の範囲から、病院の給食の調理業務に従事する職員を除くこととした。（第5条関係）

イ 規定を整備することとした。（第12条関係）

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>3 <u>(病院給食調理員であった者の給料の特例)</u></p> <p>4 <u>令和4年3月31日において病院の給食の調理業務に従事していた職員で、同年4月以後にその者の受ける給料月額が同年3月に支給された給料月額（以下「旧給料月額」という。）に達しないこととなるもの（同年4月1日以後に再任用職員となったものを除く。）には、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達することとなるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>(管理監督職員に支給する期末手当の特例)</p> <p>5 略 (管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)</p> <p>6 略</p> <p>(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(現場作業手当)</p> <p>第5条 現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第3号に規定する作業 作業1回につき250円</u></p> <p>(救急医療業務手当)</p> <p>第12条 救急医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次に掲げる者が<u>正規の勤務時間</u>(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>3</p> <p>(管理監督職員に支給する期末手当の特例)</p> <p>4 略 (管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)</p> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;">(現場作業手当)</p> <p>第5条 現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>病院に勤務する職員のうち規則で定める者が正規の勤務時間（茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務として午前6時30分以前から患者の給食に従事した場合</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第3号に規定する作業 勤務1回につき300円</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に規定する作業 作業1回につき250円</u></p> <p>(救急医療業務手当)</p> <p>第12条 救急医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次に掲げる者が<u>正規の勤務時間</u></p>

平成28年茅ヶ崎市条例第38号) 第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条及び第14条第1項において同じ。) 以外の時間又は茅ヶ崎市職員給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間に救急医療等に従事した場合に支給する。

- (1) 略
- (2) 略

2 略

以外の時間又は茅ヶ崎市職員給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間に救急医療等に従事した場合に支給する。

- (1) 略
- (2) 略

2 略

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○茅ヶ崎市職員給与条例

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

寒川町の消防業務に関する事務の受託に伴う茅ヶ崎市消防署の組織再編により新たに設けられた職を、職員の職務の級の分類の基準となるべき職務として定めるため提案する。

2 根拠法規

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第3項第2号

3 条例の概要

- (1) 分署長の職務を、行政職給料表(1)の適用を受ける職員の等級別基準職務表に定める職務の級のうち5級に分類すべき職務とすることとした。（別表第3関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第3 (第6条関係) 1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表		別表第3 (第6条関係) 1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
略	略	略	略
5 級	1 略 2 略 3 分署長、消防署の出張所の所長又は中隊長の職務	5 級	1 略 2 略 3 消防署の出張所の所長 又は中隊長の職務
6 級	1 略 2 略 5 略	6 級	1 略 2 略 5 略 6 隊長の職務
略	略	略	略
2 略 5		2 略 5	

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給与の支給)

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。
- 3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 給料表
 - 二 等級別基準職務表
 - 三 昇給の基準に関する事項
 - 四 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項
 - 五 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第二百四条第二項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項
 - 六 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - 七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 前項第一号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
- 5 第三項第二号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

食品衛生法に基づく営業の許可のうち短期間のものに係る審査の手数料の額を見直すとともに、飲食店営業のうち臨時的な行事において仮設店舗で簡易な調理をするものの施設についての基準を神奈川県が新設したことに伴い当該営業の許可の審査について手数料を徴収するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査に係る手数料について、その区分を改め、営業許可の期間が5月を超えないものに係る手数料の金額を引き下げることとした。（別表第1関係）
- (2) 食品衛生法の規定に基づく営業の許可の申請のうち、屋台型臨時営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の金額を定めること等とした。（別表第1関係）
- (3) この条例は、令和4年6月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
<p>5. <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づき営業の許可の申請に対する審査(次項及び6の2の項に規定する場合におけるものを除く。)</u></p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>屋台型臨時営業(食品衛生法に基づき営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)別表第2の1の項(2)アに規定する屋台型臨時営業をいう。以下同じ。)</u> 4,000円</p> <p>(2) 次に掲げる営業(次項及び6の2の項において「飲食店営業等」という。) 16,000円</p> <p>ア 屋台型臨時営業以外の飲食店営業</p> <p>イ 水産製品製造業</p> <p>ウ みそ又はしょうゆ製造業</p> <p>エ 酒類製造業</p> <p>(3) 次に掲げる営業(次項及び6の2の項において「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理された食品を販売する営業等」という。) 9,600円</p>	<p>略</p> <p>5. <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づき営業の許可の申請に対する審査(次項に規定する場合におけるものを除く。)</u></p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 次に掲げる営業(次項において「飲食店営業等」という。)</p> <p>ア 飲食店営業</p> <p>イ 水産製品製造業</p> <p>ウ みそ又はしょうゆ製造業</p> <p>エ 酒類製造業</p> <p>(2) 次に掲げる営業(次項において「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等」という。)</p> <p>9,600円</p> <p>ア 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p> <p>イ 食肉販売業</p> <p>ウ 魚介類販売業</p> <p>エ 集乳業</p> <p>(3) 次に掲げる営業(次項において「魚介類売り売り営業等</p>
			摘要
			略

ア 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ 食肉販売業

ウ 魚介類販売業

エ 集乳業

(4) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「魚介類競り売り営業等」という。）

21,000円

ア 魚介類競り売り営業

イ 乳処理業

ウ 特別牛乳搾取処理業

エ 食肉処理業

オ 食品の放射線照射業

カ 乳製品製造業

キ 清涼飲料水製造業

ク 食肉製品製造業

ケ 氷雪製造業

コ 食用油脂製造業

サ そうざい製造業

シ 複合型そうざい製造業

ス 冷凍食品製造業

セ 複合型冷凍食品製造業

ソ 密封包装食品製造業

タ 添加物製造業

(5) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「菓子製造業等」という。） 14,000円

000円

ア 菓子製造業

イ アイスクリーム類製造業

ウ 液卵製造業

「といる。） 21,000

円

ア 魚介類競り売り営業

イ 乳処理業

ウ 特別牛乳搾取処理業

エ 食肉処理業

オ 食品の放射線照射業

カ 乳製品製造業

キ 清涼飲料水製造業

ク 食肉製品製造業

ケ 氷雪製造業

コ 食用油脂製造業

サ そうざい製造業

シ 複合型そうざい製造業

ス 冷凍食品製造業

セ 複合型冷凍食品製造業

ソ 密封包装食品製造業

タ 添加物製造業

(4) 次に掲げる営業（次項において「菓子製造業等」という。） 14,000円

000円

ア 菓子製造業

イ アイスクリーム類製造業

ウ 液卵製造業

エ 豆腐製造業

オ 納豆製造業

カ 麺類製造業

キ 漬物製造業

ク 食品の小分け業

<p>豆腐製造業 納豆製造業 麵類製造業 漬物製造業 食品の小分け業</p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 屋台型臨時営業 3,000円</p> <p>(2) 飲食店営業等 12,000円</p> <p>(3) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等 7,200円</p> <p>(4) 魚介類競り売り営業等 15,750円</p> <p>(5) 菓子製造業等 10,500円</p>	<p>6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可の有効期間（5月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）</p>
<p>6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可の有効期間（5月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）</p>	<p>次に掲げる営業の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 屋台型臨時営業 2,000円</p> <p>(2) 飲食店営業等 8,000円</p> <p>(3) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等 4,800円</p> <p>(4) 魚介類競り売り営業等 10,500円</p> <p>(5) 菓子製造業等 7,000円</p>	<p>6の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（5月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）</p>

	略	略	略	
--	---	---	---	--

備考 略

巴	略	略	
---	---	---	--

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○食品衛生法

第五十四条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

③ 都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第七十六条 第四十八条第八項、第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

○食品衛生法施行令

(営業の指定)

第三十五条 法第五十四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営

業

- 三 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）
- 四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売するもの及び同号に該当するものを除く。）
- 五 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。）
- 六 集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
- 七 乳処理業（生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。）
- 八 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
- 九 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十 食品の放射線照射業
- 十一 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む。）を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十二 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- 十三 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業をいう。）
- 十四 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十五 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業をいう。）
- 十六 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）
- 十七 氷雪製造業
- 十八 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 十九 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）
- 二十 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十一 酒類製造業（酒類の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）
- 二十二 豆腐製造業（豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 二十三 納豆製造業
- 二十四 麺類製造業（麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

- 二十五 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。）
- 二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）
- 二十七 冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）
- 二十八 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）
- 二十九 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）
- 三十 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号に該当するものを除く。）をいう。）
- 三十一 食品の小分け業（専ら第十一号、第十三号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。）
- 三十二 添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

○食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第99号）第2条の規定による改正後のもの）

（営業の施設基準）

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する施設基準は別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの施設基準は別表第2、食品衛生法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあっては別表第1及び別表第2に加え、別表第3のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況等により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（手数料の徴収）

第3条 知事は、別表第4の手数料徴収に係る事務の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の手数料の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の金額（新規）の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の手数料徴収に係る事務の欄中4の項から35の項までに掲げる営業の許可につき、現に営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者が、当該営業許可の有効期間（有効期間が5月を超える場合に限る。）満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合の手数料の金額は、それぞれ同表の金額（継続）の欄に掲げる額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4の手数料徴収に係る事務の欄中4の項から35の項までに

掲げる営業の許可のうち、営業の許可を受けようとする者が、5月を超えない期間を付して申請する場合の手数料の金額は、それぞれ同表の金額（新規）の欄に掲げる額の半額とする。

別表第2（第2条関係）

1 飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 屋台型臨時営業（現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品を1品目提供する営業をいう。別表第4の4の項において同じ。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 屋根及び側壁を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には衛生的に保管できる構造の施設であること。

(イ) 水栓及び蓋の付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。

(ウ) 器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。

(エ) 十分な容量の廃水容器を備えること。

(オ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。

(カ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。

(キ) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。

イ 簡易固定型臨時営業（非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品を1品目又は複数品目提供する営業をいう。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設は屋根、内壁及び床を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、かつ、耐水性及び耐久性を有し、じんあい、昆虫等の侵入を防止できる構造であること。

(イ) 施設内は、取り扱う食品の品目及び取扱量に応じた、十分な広さを有すること。

(ウ) 施設内は、十分な明るさを有する構造であること。

(エ) 施設には、取り扱う食品に応じ40リットル以上又は80リットル以上の飲用に適する水を供給する給水タンク及びそれと同等の容量の廃水タンクを備えること。

(オ) 施設内には、作業に適した十分な大きさの流水式洗浄設備及び従事者専用の流水式手洗い設備を使用に適した位置に設けること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。

(カ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。

(キ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。

(ク) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えるとともに、必要に応じて洗浄消毒が可能な器具等を備えること。

(ケ) 営業に必要な電力が供給される構造又は電源装置を食品衛生上支障ない箇所に備えること。ただし、営業に当たって電力を要しない場合はこの限りでない。

2

略

30

別表第4（第3条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額（新規）	金額（継続）
1 法第26条第1項の規定に基づく製品検査	製品検査手数料	(1) 簡易な検査 1万7,750円 (2) 複雑な検査 3万2,780円 (3) 特に複雑な検査 4万5,100円	
2 法第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	15万900円	
3 法第48条第6項第4号の規定に基づく食品衛生管理者の講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	9万200円	
4 法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 屋台型臨時営業 4,000円 (2) (1) 以外の営業 1万6,000円	(1) 屋台型臨時営業 3,000円 (2) (1) 以外の営業 1万2,000円
5 法第55条第1項の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料	9,600円	7,200円
6 法第55条第1項の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,600円	7,200円
7 法第55条第1項の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	7,200円
8 法第55条第1項の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円

9 法第55条第1項の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,600円	7,200円
10 法第55条第1項の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
11 法第55条第1項の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
12 法第55条第1項の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
13 法第55条第1項の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
14 法第55条第1項の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
15 法第55条第1項の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
16 法第55条第1項の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
17 法第55条第1項の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
18 法第55条第1項の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
19 法第55条第1項の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1万6,000円	1万2,000円
20 法第55条第1項の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円

申請に対する審査			
2 1 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1 万 4, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
2 2 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	2 万 1, 0 0 0 円	1 万 5, 7 5 0 円
2 3 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1 万 6, 0 0 0 円	1 万 2, 0 0 0 円
2 4 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1 万 6, 0 0 0 円	1 万 2, 0 0 0 円
2 5 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1 万 4, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
2 6 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1 万 4, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
2 7 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1 万 4, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
2 8 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	2 万 1, 0 0 0 円	1 万 5, 7 5 0 円
2 9 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	2 万 1, 0 0 0 円	1 万 5, 7 5 0 円
3 0 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	2 万 1, 0 0 0 円	1 万 5, 7 5 0 円
3 1 法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	2 万 1, 0 0 0 円	1 万 5, 7 5 0 円
3 2 法第 5 5 条第 1 項の規定	漬物製造業許可申請手	1 万 4, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円

<u>に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>数料</u>		
<u>33 法第55条第1項の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>密封包装食品製造業許可申請手数料</u>	<u>2万1,000円</u>	<u>1万5,750円</u>
<u>34 法第55条第1項の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査</u>	<u>食品の小分け業許可申請手数料</u>	<u>1万4,000円</u>	<u>1万500円</u>
<u>35 法第55条第1項の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査</u>	<u>添加物製造業許可申請手数料</u>	<u>2万1,000円</u>	<u>1万5,750円</u>

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとする等のため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

3 条例の概要

- (1) 世帯に未就学児である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額（低所得世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）を減額することとし、減額する額は当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とすること等とした。（第41条の3関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第41条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第14条、第23条関係）
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第41条及び第41条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第41条及び第41条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第41条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第41条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略
イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額
（低所得者の保険料の減額）

第41条 略

（特例対象被保険者等の特例）

第41条の2 略

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（第4項において「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略
イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項
_____の規定による繰入金を除く。）の額
（保険料の減額）

第41条 略

（特例対象被保険者等の特例）

第41条の2 略

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による改正前のもの）

（市町村の特別会計への繰入れ等）

第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金金の四分の三に相当する額を負担する。

（条例又は規約への委任）

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

（財政安定化基金）

第八十一条の二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

4 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

5 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。

6 都道府県は、政令で定めるところにより、第四項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

7 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

8 財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。

9 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 収納不足市町村 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村

二 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、第一項第一号に掲げる事業による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てたものとして政令で定め

るところにより算定した額

- 三 基金事業対象保険料必要額 市町村が当該年度中に収納することが必要な保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額
- 四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び第六項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額
- 五 基金事業対象費用額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に負担した国民健康保険給付費等交付金の交付に要した費用の額（療養の給付等に要した費用の額に係るものに限る。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び財政安定化基金繰入金の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

○国民健康保険法施行令（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の規定による改正前のもの）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）
- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は

、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額

に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

九 第三号の基礎賦課額は、六十三万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十九万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定するものであること。
- 七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。
- 八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。
- 5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 二 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係

る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千元を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を

行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第十三条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第二十九条の七第五項第一号中「総所得金」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額）」と、「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
 第十六条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十四条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する地方公務員等共済組合法第四十三条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。
 (地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
 第十一条の二ただし書中「について行う」を「又は六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について行う」に改める。
 (船員職業安定法の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。
 一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第九号)第九十三条第一項

二 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十五条第一項
 三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第六十一条
 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第十九条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和二十七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
 第九条中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。
 (登録免許税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第三の四の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第五項」に改め、同表の八の項の第三欄の第二号中「第七項」を「第九項」に改める。
 (住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
 別表第一の十九の項中「第百十二条の二」を「第百十二条の二第一項」に改め、同表の七十二の二の項及び七十三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。
 別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四中「支給」の下に、「同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

第二十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
 別表第一中七十一の七の項を七十一の八の項とし、七十一の四の項から七十一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、七十一の三の項の次に次のように加える。
 七十一の四 社会生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の二十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の三十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の四十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の五十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の六十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の七十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の八十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十六 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十七 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十八 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の九十九 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四
 七十一の百 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による同法第八十条の四

別表第二の五の十一の項中「昭和二十五年法律第四十四号」を削る。
 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
 第二十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第三条の二の三第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に、「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)
 第二十四条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。
 第二十条第二号中「第五十条第一項」を「第三十四条第二項」に改める。
 (介護保険法の一部改正)

第二十五条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
 第一百五十五条の四十五第六項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第五項」に改める。
 (放送大学学園法の一部改正)

第二十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
 第十一条第三項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)
 第二十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
 第十六条第二項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正)
 第二十八条 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条中「第三項」を「第五項」に改める。
 (健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
 一 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十一条
 二 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第二十四条第四項及び第二十五条第四項
 (道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
 第十二条第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
 第三十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の十五の項中「支給」の下に、「被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。
 (政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

- 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎
 総務大臣 武田 良太
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 萩生田光一
 厚生労働大臣 田村 憲久

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)
 第十條 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、をいう。次項を「及び生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号)第八十條の第二項に規定する受給者番号等をいう。次項」に改め、同條第二項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の第二項又は生活保護法第八十條の第四項」に、「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第三項」を、「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第三項又は生活保護法第三十四條第六項」に改める。

附則
 (施行期日)

第一條 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六條中国民健康保険法附則第二十五條の改正規定並びに第八條中生活保護法第五十五條の八、第八十五條の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次條第一項、附則第八條及び第十條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第四十六條の改正規定、附則第二十一條中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の三第一項の改正規定(第七百三條の四第十一項第一号)を「第七百三條の四第十項第一号」に改める部分に限る。並びに附則第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定 公布の日

- 二 第六條の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同條中国民健康保険法第七十條の五第一項、第八十二條、第八十六條及び第九十四條の改正規定を除く。)及び第七條の規定並びに附則第九條、第十七條及び第十九條の規定並びに附則第二十三條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 令和四年四月一日

- 三 第一條中国民健康保険法第五十九條及び第二百四條第一項第十二号の改正規定、第二條中船員保険法第八十八條及び第九十三條第一項第七号の改正規定並びに第三條及び第四條の規定並びに附則第三條第三項、第四條第二項、第五條及び第六條の規定、附則第一條中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五條の改正規定(同條の表第七十五條の三第一項の項中「第百條の二の規定」を「第百條の二第一項の規定」に、「第二十八條第四項及び第五項」を「第二十八條第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二條第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。)及び同法第二十八條の改正規定、附則第十二條の規定、附則第十三條中国国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十五條の三第一項第五号、第十三條の二及び第百二條第一項の改正規定、附則第十四條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第七十九條第一項第五号、第百十四條の二、第百十六條第一項及び第百四十四條の十二第一項の改正規定並びに附則第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定 令和四年四月一日

- 四 第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項及び第九十三條の改正規定並びに附則第七條の規定 令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間において政令で定める日
- 五 第六條中国民健康保険法第八十二條の二の改正規定 令和六年四月一日

六 第一條中国民健康保険法第二百五條の四第二項及び第二百五條の五の改正規定、第二條中船員保険法第五十三條の十第二項及び第百五十三條の十一の改正規定、第五條中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項及び第百六十五條の三の改正規定、第六條中国民健康保険法第百十三條の三第二項及び第百十三條の四の改正規定、第八條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九條及び第十條の規定並びに附則第十一條中私立学校教職員共済法第四十七條の三第二項及び第四十七條の四の改正規定、附則第十三條中国国家公務員共済組合法第四十四條の二第二項及び第百四十四條の三の改正規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第百四十四條の三十三第二項及び第百四十四條の三十四の改正規定並びに附則第二十二條、第二十四條及び第三十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二條 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第一條の規定による改正後の健康保険法第四十七條第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に健康保険法第三十六條の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、施行日前に同條の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

2 第一條の規定による改正後の健康保険法第九十九條第四項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して一年六月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第一條の規定による改正前の健康保険法第九十九條第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

3 第一條の規定による改正後の健康保険法第五十九條の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)以後に開始する健康保険法第四十三條の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
 第四條 第二條の規定による改正後の船員保険法第六十九條第五項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第二條の規定による改正前の船員保険法第六十九條第五項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

2 第二條の規定による改正後の船員保険法第百十八條の規定は、第三号施行日以後に開始する船員保険法第十九條第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條の二の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三條の二第二項に規定する育児休業等について適用し、第二号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

第七十二条の三第一項中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「市町村は」の下に「第七十二条の三第一項及び」を加える。

第七十二条の五第一項中「による特定健康診査」の下に「第八十二条第二項において単に「特定健康診査」という。」を加える。

第七十四条中「第七十条 第七十二条」の下に「第七十二条の三の二第二項」を加える。

第七十五条中「第七十一条の三第二項」の下に「第七十二条の三の二第三項」を加える。

第八十一条の二第九項第四号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要であると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

第八十二条中第十二項を第十四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「、事業者等から提供を受けた被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村及び組合は、前項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、被保険者を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者）をいう。以下この条において同じ。又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第八十二条の二第二項第二号中「算定方法」の下に「及びその水準の平準化」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

第八十六条中「同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項」を「同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項」に改め、「の議員」との下に「、同条第二項中「被保険者」とあるのは「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報）をいう。次項及び第四項において同じ。」又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」とを加える。

第百四条中「第七項」を「第九項」に改める。

第百十三条の三第二項中「規定する保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第百十三条の四中「いう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

附則第九条第一項中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

附則第二十二條中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

附則第二十五條中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第三項第一号二中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号二、同条第十二項第二号口及び第二十項第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第七百三条の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

第七百三条の五の二第一項中「前条」を「前条第一項」に「同項」を「第七百三条の四第六項」に、「同条」を「前条第一項」に改める。

附則第三十五條の五中「同条中」を「同条第一項中」に改める。

附則第三十五條の六中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に改める。

附則第三十五條の七中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に、「この条」を「この項」に改める。

附則第三十六條中「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に改める。

附則第三十七條から第三十七條の三までの規定中「第七百三条の四第六項、第七百三条の五」を「第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項」に、「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。

改正前厚生年金保険法第九項	加入員が産前産後休業をしていて、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。	産前産後休業をしていて加入員を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日までの間の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。 一 加入員（第百二十九条第二項に規定する加入員を除く。） 免除保険料額 二 第百二十九条第二項に規定する加入員 免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額
改正前厚生年金保険法第八項	その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間	同条第八項の規定する月
改正前厚生年金保険法第九項	前条第九項において準用する同条第八項	同条第九項
改正前厚生年金保険法第九項	「前条第八項の」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項の」と	「同条第八項に規定する月」とあるのは「同条第九項に規定する期間」と、同条第八項の」とあるのは「同条第九項の」と

附則第五條第二項の表改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法附則第三十二條第二項第三号	第百三十九條第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）	第百三十九條第七項から第九項まで
-------------------------	--	------------------

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）
第五條 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項第四号中「第十六條まで」の下に「及び第二十七條」を加える。
第十九條第一項中「この節」の下に「並びに第百二十五條の三第一項及び第四項」を加える。
第二十二條中「第二十七條第三項の規定により特定健康診査」を「第二十七條第四項の規定により特定健康診査、第百二十五條第一項に規定する健康診査」に改める。
第二十五條中「第二十七條第三項の規定により特定保健指導」を「第二十七條第四項の規定により特定保健指導若しくは第百二十五條第一項に規定する保健指導」に改める。

第二十七條第一項中「保険者は」の下に「、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため」を、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は健康診断」を「、第百二十五條第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断」に改め、「保険者」の下に「、後期高齢者医療広域連合」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「保険者は」の下に「、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため」を、「使用している事業者等」の下に「（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を、「写し」の下に「その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有していたことがあるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対し、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第百二十五條第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
第三十一條中「第二十七條第二項及び第三項」を「第二十七條第三項及び第四項」に改める。
第六十七條第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「額が」の下に「前号の政令で定める額を超える」を加え、同項を同条第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十
第九十三條第一項中「第六十七條第一項第二号」を「第六十七條第一項第三号」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。
第百二十五條第三項中「第八十二條第三項」を「第八十二條第五項」に改め、同条第八項中「第八十二條第九項」を「第八十二條第十一項」に改める。
第百二十五條の三四項中「情報又は記録の写し」を「記録の写し又は情報」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「情報又は記録の写し」を「記録の写し又は情報」に改め、「求められた」の下に「保険者並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

後期高齢者医療広域連合及び前条第一項前段の規定により当該後期高齢者医療広域連合から委託を受けた市町村は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者（保険者に加えていたことがある者に限る。）があるときは、当該被保険者が加入していた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

第百二十五條の四第一項及び第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。
第百六十五條の二第二項中「保険者」の下に「並びに法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。
第百六十五條の三中「及びこの法律」を「この法律その他医療に関する給付を定める法令」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）
第六條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第九項第二号」を「第十項第二号」に改める。

る。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布す

御名 御璽

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

法律第六十六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。
七 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保

険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

第四十七条に次の一項を加える。

2 保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる

額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、同

項第一号に掲げる額(当該健康保険組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未

満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額額の基

礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額)をその者の標準報酬月額とすることができ

る。第五十五条第一項中「含む」の下に「。次項及び第二百二十八条第二項において同じ」を加え、同

条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、

国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を

行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

第九十九条第四項中「起算して一年六月を超えないもの」を「通算して一年六月間」に改める。

第三十六條	法	第三十四條第二項	法第百二十九條第二項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九條第二項
		法第百三十八條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第九項から第十項まで又は第百三十九條第九項(同條第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている
前條第二項	法	法第百三十九條第七項又は同條第八項若しくは法第百四十條第九項の規定により免除保険料額又は免除保険料額に法第百三十八條第四項の規定する割合を乗じて得た額を免除されている	を、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める割合まで増加することができる。	二 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第九項若しくは第百三十九條第十項の規定の適用を受けている加入員(その育児休業等(法第二十三條の二第一項に規定する育児休業等)の期間に該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額(標準賞与額に該加入員に係る免除保険料額に相当する額(平成二十五條第一項の規定する額)を乗じて得た額)を控除して得た額)に對する割合
第三十五條第二項	法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第三條第二項の表第三十五條から第三十六條の二までの項中「から第三十六條の二まで」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十六條の二		法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
同條第八項及び第九項	同條第九項	同項	同項
同條第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同條第九項			

(国有資産等所在市町村交付金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第六條 次に掲げる政令の規定中「第三項」を「第五項」に改める。

一 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号) 第一条の五第八号

二 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号) 附則第十五條第二項

(印紙税法施行令の一部改正)

第七條 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一号中「第百十一條第三項」を「第百十一條第五項」に改め、同條第二号中「第八十二條第三項」を「第八十二條第九項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四條、第六條及び第七條の規定は同年一月一日から、第五條の規定は同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九條の七第五項(第六号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣 武田 良太
 財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 田村 憲久
 内閣総理大臣 菅 義偉

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百五十三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第二項各号及び第四項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十五条の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同号ロ(4)、同条第三項第一号ロ(2)及び同条第四項第一号ロ(2)中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）
第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項」を「第二十九条の七第五項第一号から第五号まで」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改め、同項第二号中「第七百三十五条の五」を「第七百三十五条の五第一項」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改める。

第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三十五条の五第二項に定める基準に従い同法第七百三十五条の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

2 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。

3 法第七十二条の三の二第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

第十四条第一項中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第一号中「第八十一条の二第九項第三号」を「第八十一条の二第十項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金金の額

第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

第十七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金金の額

第十八条の見出しを（法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し）に改め、同条第一項中「同条第九項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第八十一条の二第九項第五号」を「第八十一条の二第十項第五号」に改める。

第十九条第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

道路占用料の額についての入札により道路を占用する者を決定できることとすることにより、占用料収入の増加を図るため提案する。

2 根拠法規

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条の 2 第 5 項

3 条例の概要

- (1) 道路を占用する者を決定する入札において設定する占用料の額の最低額は、別表の占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間を乗じて得た額とすること等とした。（第 3 条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第 1 条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第 4 条から第 8 条まで、附則第 3 項関係）
- (4) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項、<u>第39条の2第5項及び第73条第2項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路に係る占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法、占用料の額の最低額の下限の額並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（占用料の額）</p> <p>第2条 略</p> <p><u>（占用料の額の最低額の下限の額）</u></p> <p>第3条 <u>法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等（同条第1項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間の初日の属する月から市長が定める期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、市長が定める期間の日数）を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円を超える場合であって、その額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p> <p>（占用料の納付方法）</p> <p>第4条 略</p> <p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>（占用料の還付）</p> <p>第6条 略</p> <p>（督促及び延滞金）</p> <p>第7条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、<u>第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項 _____ 及び第73条第2項（法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路に係る占用料（以下「占用料」という。）<u>及びその</u> _____</p> <p>延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（占用料の額）</p> <p>第2条 略</p> <p>（占用料の納付方法）</p> <p>第3条 略</p> <p>（占用料の減免）</p> <p>第4条 略</p> <p>（占用料の還付）</p> <p>第5条 略</p> <p>（督促及び延滞金）</p> <p>第6条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、<u>第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9</u></p>

3条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

3条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例参照条文

○道路法

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
- 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
- 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
- 六 占用料の額の最低額
- 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かななければならない。

7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占用計画の提出)

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第三十二条第二項各号に掲げる事項
- 二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの
- 三 その他国土交通省令で定める事項

3 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

- 一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

- 2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

（入札占用計画の変更等）

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

- 2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

（占用入札を行つた場合における道路の占用の許可）

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。

- 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。
- 3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。
- 4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。
- 5 第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、

同項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

○道路法施行令

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占有面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占有の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度にお

る占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

- 3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占有物件で、国土交通大臣が定めるもの

- 4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

- 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

- 3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の徴収方法により徴収するものとする。

（指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額）

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び

第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「「の占用料を徴収する」とあるのは「「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（総合評価占用入札の手續）

第十九条の三の三 道路管理者は、法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占有入札（以下この項において「総合評価占有入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占有入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。）を、法第三十九条の二第二項第七号の入札の実施に関する事項として入札占有指針において定めなければならない。

2 道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価占有入札に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用）

第十九条の三の四 前条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十二号（法第三十九条の四第四項の規定による落札者の決定に係る部分に限る。）に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

（道路の占有に関する規定の道路予定区域についての準用）

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和3年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	富士ソフト株式会社
6	営業種目	視聴覚機器、情報処理用機器材
7	開札日	令和4年1月14日(金)
8	件名	茅ヶ崎市立小中学校G I G Aスクール大型提示装置
9	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和4年3月31日(木)まで
10	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
11	落札金額(税抜)	¥62,930,000
	落札金額(税込)	¥69,223,000
12	最低制限価格(税抜)	—
	最低制限価格(税込)	—
13	調査基準価格(税抜)	—
	調査基準価格(税込)	—
14	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	富士ソフト株式会社	62,930,000	—	—	—	落札
2	株式会社ワイソリューション	63,178,000	—	—	—	—
3	株式会社有隣堂	—	—	—	—	辞退
4	株式会社野地電機	—	—	—	—	辞退

「報告第1号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年10月8日 午前9時36分頃
 事故発生場所 東海岸南三丁目9番7号先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性及び女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年10月 8日 事故発生

令和3年10月 8日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和3年10月 8日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会へ電話で連絡する。

令和4年 1月19日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額	195,492円	608,058円
(算出内訳)	(修理費) 195,492円	(修理費) 608,058円
過 失 割 合	30%	70%
賠 償 額	182,417円	136,844円
(算出内訳)	相手方損害額×過失割合 608,058円×30% =182,417円	茅ヶ崎市損害額×過失割合 195,492円×70% =136,844円

「報告第2号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年5月26日 午前11時50頃
 事故発生場所 市役所前広場南側部分
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年5月26日 事故発生

令和3年5月26日 事故発生を全国市長会（代理店 損害保険ジャパン株式会社）に報告。

令和4年1月24日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		40,995円
(算出内訳)		(治療費) 6,595円 (通院慰謝料) 34,400円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	40,995円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $40,995円 \times 100\%$ $= 40,995円$	